平成２５年（フ）第７５６号
熊本市北区山室２丁目７番22号
債務者　髙本　　慶
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７５７号
熊本市北区山室２丁目７番22号
債務者　髙本　早香（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７７１号
山口県防府市新田１丁目10番55号
債務者　田村　　恵（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１４号
神奈川県横須賀市浦賀５丁目64番20号
債務者　鈴木　豊博
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２５１６号
北海道恵庭市恵み野西３丁目５番８
債務者　村田　成子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１４９号
北海道江別市文京台61番地の11　ＡＭＳ文京台61Ｅ棟205
債務者　木村　友洋
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２５８号
札幌市東区東苗穂４条１丁目10番15号　ドミール東苗穂202号
債務者　岩木　雅文
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３１１号
札幌市中央区北１条東８丁目１番地　すずらん113号
債務者　大岩　初恵（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３２２号
札幌市清田区真栄411番地　ＤＧスタイル内
債務者　伊藤　光浩
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３５０号
札幌市北区太平６条６丁目７番１―105号
債務者　谷内　明彦
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３５１号
札幌市北区太平２条４丁目６番５号　カトレアハイム24―101号
債務者　谷内　奈美
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３７１号
札幌市西区発寒７条７丁目１番20号　発寒７．７ビル201号
債務者　笹島　光洋
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４０７号
札幌市中央区南10条西15丁目３番28号　ヴィラ・ウエスト106号
債務者　橋　　諭
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４１４号
北海道千歳市北信濃677番地の140　アイランドミドル北陽Ⅶ102号
債務者　細川　幸三
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４３４号
札幌市中央区南15条西14丁目１番20―307号
債務者　中島　祐一
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４９１号
札幌市北区太平11条５丁目２番６―303号
債務者　中野　隆由
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２号
盛岡市中太田新田25番地228
債務者　千葉　節夫
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部